

平成26年4月1日から変わる税法

平成26年4月から税法が以下の通り変わります！ ご注意ください。

1. 消費税

平成26年3月31日まで	平成26年4月1日以降
5%	8%

注 平成25年9月30日以前に締結した工事の請負契約に基づき、平成26年4月1日以後にその契約に係る課税資産の譲渡が行われる場合は、5%とされます。

2. 印紙税

契約金額		平成26年3月31日まで	平成26年4月1日～平成30年3月31日
不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書		
10万円超50万円以下	100万円超200万円以下	400円	200円
50万円超100万円以下	200万円超300万円以下	1,000円	500円
100万円超500万円以下	300万円超500万円以下	2,000円	1,000円
500万円超1,000万円以下		1万円	5,000円
1,000万円超5,000万円以下		1.5万円	1万円
5,000万円超1億円以下		4.5万円	3万円
1億円超5億円以下		8万円	6万円
5億円超10億円以下		18万円	16万円
10億円超50億円以下		36万円	32万円
50億円超		54万円	48万円

金銭などの受取金額が5万円未満のものは、印紙税非課税(旧3万円未満)

あなたレター

ナンちゃん先生の

2014年 3・4月版



ゲンキdeバリバリ 笑顔でニッコリ通信

確定申告終了しました

●平成二十五年分の確定申告では、難波総合事務所もたくさんのお客様より確定申告の依頼をいただきました。不況にもかかわらず、年々依頼が増加しております。皆様方の応援で無事確定申告が終了し、心から感謝しております。

●高齢化時代に備えて、事務所の総力をあげて取り組みました。具体的には、訪問確定申告をキーワードに、高齢者のお客様の車での送迎、御自宅に訪問させて頂いて確定申告のタイムリーな処理、迅速に会計処理及び税務申告を目指しました。

●今後も更に皆様方のニーズに耳を傾け努力していく所存でございます。益々努力いたしますので、今後とも宜しくお願いします。



2014年4月の主な予定

◆ 4月10、22、24日 ◆

- ・10日：源泉所得税の納期限(毎月納付)
- ・22日：所得税の納付期限(振替納税利用者)
- ・24日：消費税の納付期限(振替納税利用者)

◆ 4月 ◆

- ・固定資産税 第1期分の納付期限
- ・軽自動車税 納付期限

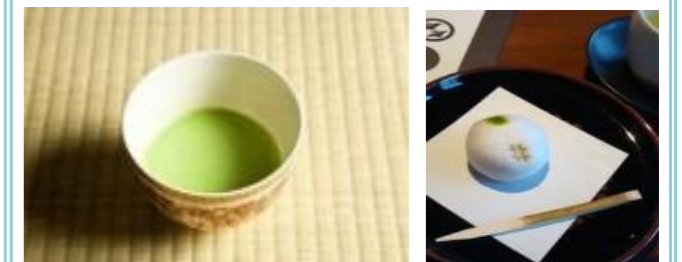
◆ 随時 ◆

- ・雇用保険の資格取得又は資格喪失
- ・社会保険の資格取得又は資格喪失

今月号の特集

- 消費税・印紙税が変わります
- 子育て世帯臨時特例給付金とは？
- 介護保険料率が変わります

事務所へお越し下さい。
美味しいお茶と菓子を用意してお待ちしております。
ぜひ、お気軽にどうぞ (^_^)



《4月の花》

花名：ハナシノブ

花言葉：「お待ちしております」

難波孝朗 税理士・行政書士・社会保険労務士事務所 [直通電話]090-1675-6304

大阪府三島郡島本町水無瀬1丁目5番9号(司法書士事務所のすぐとなりです!)

t-namba@sirius.ocn.ne.jp

TEL.075-961-0812 FAX.075-961-0818 http://namba-one.com/

発行：難波孝朗 税理士・行政書士・社会保険労務士事務所

難波事務所に新しいスタッフが加わりました！



難波 正憲(なんば まさのり)です。
社会人一年目はわからないことだらけですが、わからないままにせず、事務所の皆さんや、お客様に教えていただき、「自ら学ぶ」という姿勢で一步ずつ日々努力していきたいと思ひます。

佐橋 賀永子(さはし かえこ)です。
今年2月より週3日の勤務でお世話になっております。
お・も・て・な・しの心で、
事務所に来てくださる皆様を**笑顔**でお迎えます。
よろしくお願ひいたします！



詳しい資料をご用意しております。お気軽にお問ひ合わせ下さい！

編集後記

確定申告、無事に終了しました！

今年も無事に確定申告
業務が完了しました。
これより通常業務で
す！



**確定申告
業務完了**

発行：難波税理士・行政書士・社会保険労務士事務所
住所：大阪府三島郡島本町水無瀬1丁目5番9号
電話：075-961-0812
FAX：075-961-0818
E-MAIL：t-namba@sirius.ocn.ne.jp
WEB：http://namba-one.com/

難波孝朗税理士・行政書士・社会保険労務士事務所



介護保険料率が引き上げられました

平成26年3月分(4月納付分)からの介護保険料率が変わりました。

対象者は **40歳以上65歳未満の方** です。(社会保険適用事業所に限る)

都道府県によって介護保険料率が多少異なりますので、以下の表にまとめました。

	変更前	⇒	変更後
滋賀県	11.52%	⇒	11.69%
大阪府	11.61%	⇒	11.78%
京都府	11.53%	⇒	11.70%
兵庫県	11.55%	⇒	11.72%

子育て世帯臨時特例給付金とは？

平成26年4月から消費税率引き上げに伴い、子育て世帯に対し給付措置として**児童1人につき1万円支給**されます。

また児童手当の上乗せではありませんので、支給申請が必要となります。

- 支給対象者 平成26年1月1日における平成26年1月分の児童手当の受給者であること
- 対象児童 平成25年度の所得が児童手当の所得制限額に満たないこと
平成26年1月分の**児童手当の受給者**であること
- 申請手続 臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等は対象外
平成26年1月1日時点の**住所地の市区町村へ提出**
市区町村が審査の上、支給対象者に支給されます。